

はかり(計量器)を取引又は証明にお使いの方へ

はかり(計量器)を、商品の販売、農水産物の出荷・販売、薬の調剤、健康診断、診療等に使用されている方は、2年ごとに県知事が行う定期検査を受けなければなりません。

今年度、九重町では6月11日～6月13日に定期検査が実施されます。日時・会場は、回覧文書のほか前回受検者には個別にハガキでお知らせすることとしています。

取引・証明に使用するはかりを新規に購入された方などで、いままで検査を受けたことのない方、取引・証明への使用を廃止された方は5月29日(水)までに、商工観光・自然環境課までお知らせください。

なお、詳しいことは商工観光・自然環境課又は大分県産業科学技術センター計量検定担当までお問い合わせください。

検査地区および検査会場

月	日	曜日	検査地域	検査時間	検査場所
6	11	火	飯田地区	10:30～11:30	飯田公民館
6	11	火	野上地区	13:00～14:30	野上公民館
6	12	水	東飯田地区	10:30～14:30	東飯田公民館
6	13	木	南山田地区	10:30～14:30	南山田公民館

九重町役場 商工観光・自然環境課 TEL 0973-76-3150
大分県産業科学技術センター計量検定担当 TEL 097-596-7102